

## 学校における救急処置に関する実践的研究 ～医療用医薬品と一般用医薬品の管理・使用の現状と課題～

### Practical Research of First Aid in School ～ The Present State and Issues of Safekeeping and Use of Medicinal drugs and Over-the-counter drugs in School

新谷 ますみ\*・遠藤 佐久子\*\*・山平 詩穂\*\*\*・工藤 純子\*\*\*\*  
Masumi ARAYA, Sakuko ENDO, Shiho YAMAHIRA, Junko KUDO

#### 要旨

児童生徒の保健管理上の視点から、学校の救急処置等における医薬品の管理と使用の実態及び養護教諭が困難を感じている事や課題と捉えていることを明らかにし、学校救急処置における適切な医薬品管理・使用の在り方を考察し、学校救急処置体制を改善するための示唆を得ることを目的として、A県内の養護教諭・養護助教諭を対象に調査した。その結果、慢性疾患の児童生徒が処方されている定期的使用や緊急時使用する医療用医薬品、急性疾患の児童生徒が処方されている短期間に使用する医療用医薬品、主に軽微な傷病の救急処置に使用される可能性のある一般用医薬品(市販薬)の管理・使用について、特に「法的な整備」、「学校体制づくり」、「教職員・保護者・学校保健関係専門職らとの連携と共通理解」等の課題があることが明らかになった。アレルギー疾患をもつなど健康に配慮を要する児童生徒が健康で安全な学校生活を送ることができるよう、保健管理面から医薬品の管理と使用が適正かどうかという視点で、現在の救急処置体制を見直し、向上させることが求められる。

キーワード：学校救急処置，医療用医薬品，一般用医薬品，養護教諭

#### 1. はじめに

##### (1) 医薬品をめぐる社会的背景

平成21年の薬事法改正に伴い、医薬品(医療用医薬品、一般用医薬品：医薬品のうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであって、薬剤師その他の医療関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものをいう。)<sup>1)</sup>の呼称、区分及び販売方法の見直しが行われた。学校教育においては、中学校における医薬品の適正使用教育が改正学習指導要領で謳われた。平成26年から薬事法は「医薬品や医療機器等の品質、有効性及び安全生の確保等に関する法律(医薬品医療機器等法)」として安全対策が強化され、医療機器の特性を踏まえた規制及び再生医療等製品の実用化を促進することを趣旨として改正された。(いわゆる「改正薬事法」)この法律では、平成29年から医療費の特別控除となった「セルフメディケーション税制」が導入されるなどの目まぐるしく変化する社会情勢の理解を深め、医薬品の適正使用に関する知識を培うことや薬物乱用問題とその対策についても取り扱うものとなっている。

---

\* 弘前大学教育学部教育保健講座 Department of School Health Science, Faculty of Education, Hirosaki University  
\*\* 平川市立小和森小学校 Kowamori Elementary School, Hirakawa  
\*\*\* 平川市立尾上中学校 Onoe Junior High School, Hirakawa  
\*\*\*\* 平川市立猿賀小学校 Saruka Elementary School, Hirakawa

## (2) 学校における医薬品に関する保健教育と保健管理

中央教育審議会は、平成17年7月「健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会」これまでの審議の状況～すべての子どもたちが身に付けているべきミニマムとは？～の中で、保健の分野における目的の具体的な内容の一つとして「医薬品の有効性や副作用を理解し、正しく医薬品を使うことができる。」ことが挙げられたことを踏まえ、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善について（答申）」（平成20年1月）では、中学校保健体育において「医薬品」に関する内容について取り上げ、高等学校保健体育における「医薬品」に関する内容を充実することと示された。答申を踏まえ、改正された新しい学習指導要領では、「医薬品」に関する内容が中学校保健体育科（保健分野）に盛り込まれるとともに、高等学校保健体育科 科目「保健」での内容の充実が図られた<sup>1)</sup>。このように保健教育においては薬物乱用予防教室や医薬品等の保健教育について整備が進められた一方で、学校での児童生徒の救急処置等における医薬品使用や管理についての法令や指針<sup>2)</sup>はなく、保健管理面での課題があると推察された。特に保健室等の救急処置における医療用医薬品と一般用医薬品の扱いにおいては各学校の校長裁量の下、学校医や学校薬剤師らの指導・助言を受け、主に養護教諭が児童生徒の実態に応じて保健室等で管理・使用を行っている現状がある。

本研究は、児童生徒の保健管理上の視点から、学校の救急処置等における医薬品の管理と使用の実態及び養護教諭が困難を感じている事や課題と捉えていることを明らかにし、学校救急処置における適切な医薬品管理・使用の在り方を考察し、学校救急処置体制を改善するための示唆を得ることを目的とした。

## 2. 研究方法

### (1) 調査方法と内容

〈調査1〉 選択式・記述式併用質問紙、郵送法

〈調査2〉 選択式・記述式併用質問紙、集会法

内容：「学校における医薬品の取扱いに関する意識調査及び実態調査」

「医療用医薬品」および「一般医薬品」の管理・使用の現状、養護教諭の困難・課題等。

「医療用医薬品」については、①慢性疾患の症状予防・治療目的で長期に使用するもの、②慢性疾患の緊急時（食物アレルギー等によるアナフィラキシー、けいれん等）に使用するもの、③急性疾患（かぜ等）の治療目的で短期に使用するものの3分類をして調査した。

### (2) 調査対象

〈調査1〉 A県B地区養護教諭及び養護助教諭34名（回収率100%、有効回答率100%）

校種：小学校18名、中学校10名、高等学校5名、特別支援学校1名

勤務経験年数：10年未満13名、10年以上20年未満6名、20年以上30年未満6名、30年以上9名

〈調査2〉 調査1対象者のうち、第1回研修会参加者28名（回収率100%、有効回答率100%）

校種：小学校15名、中学校10名、高等学校3名

勤務経験年数：10年未満6名、10年以上20年未満6名、20年以上30年未満6名、30年以上6名

### (3) 調査期間

〈調査1〉 令和3年4月23日～5月6日

〈調査2〉 令和3年7月27日～7月28日

### (4) 分析方法

量的データはMicrosoft Excelで単純集計処理、記述内容はカテゴリー化し意味内容で分類・整理した。

### (5) 倫理的配慮

文書及び口頭により研究目的、回答は個人や学校名が特定されないように配慮し、回答しないことによる不利益は被らないことを説明した上で、同意が得られた者を対象とした。

### 3. 結果

#### (1) 医療用医薬品について

##### ①管理経験 (図1)

医療用医薬品管理の対応経験がある養護教諭は8割以上おり、慢性疾患をもつ児童生徒の医療用医薬品では88%、急性疾患の児童生徒の医療用医薬品では26%で、慢性疾患の児童生徒の医薬品管理の対応経験が多かった。

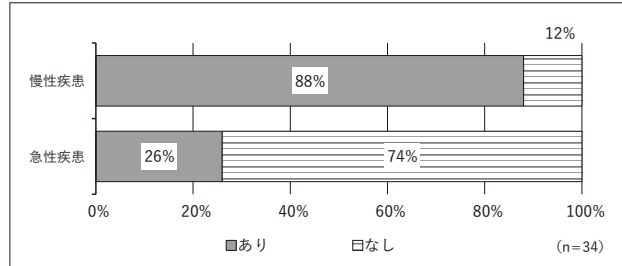


図1 医療用医薬品の管理経験の有無

##### ②管理した医療用医薬品の種類 (図2)

慢性疾患の児童生徒が長期に使用する医薬品では「内用薬」が59%、「坐薬」が18%「点眼薬」が15%であった。慢性疾患の児童生徒が緊急時に使用する医薬品は、アドレナリン自己注射などの「注射薬」が50%、「内用薬」が35%、てんかん発作時などの「坐薬」が21%であった。急性疾患の児童生徒が短期に使用する医薬品は「内用薬」が24%、「点眼薬」が12%であった。

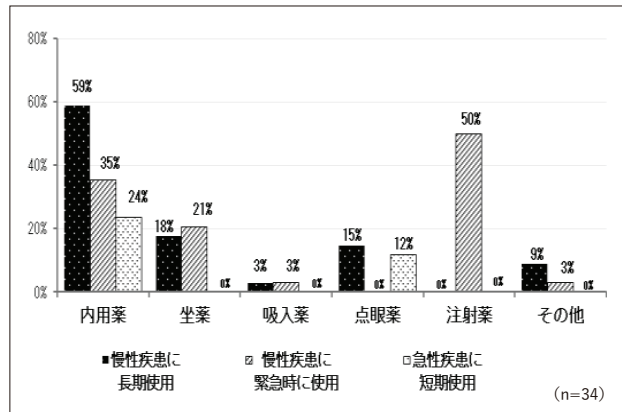


図2 保健室で管理をした医療用医薬品の種類 (複数回答)

##### ③保護者や主治医との連携内容 (図3, 図4)

医療用医薬品の管理の際、学校と保護者または主治医との間で行っている連携内容について、慢性疾患の児童生徒では「保護者との面談」が73%、次いで「保護者からの依頼書の提出」、「主治医からの指示書の提出」であった。急性疾患の児童生徒では「保護者からの依頼書の提出」が33%、次いで「保護者との面談」であった。「その他」は「電話や連絡帳での情報共有」「薬の説明書のコピーの提出」等であった。

##### ④養護教諭が感じている困難・課題 (表1, 表2)

慢性疾患の医薬品使用・管理について、「不安」「やや不安」と回答した者は78%、現状改善や整備が「必要」「やや必要」は75%であった。急性疾患では、「不安」「やや不安」の者は68%、現状改善や整備が「必要」「やや必要」は71%であった。不安や困難を感じる理由は、「対応経験がないから」をあげた者が3件で最も多く、次いで「副作用などの知識・情報を持っていないから」、「責任の所在が明確ではないから」「適切な対応、正しく使用・介助ができるか」「ドクターの指示があったとしても使用の見極め判断が難しいから」が各2件、その他「校内体制が整っていないこと」や「学校対応への保護者理解が得られないから」等であった。また、慢性疾患、急性疾患それぞれの管理・使用に関して、困っている点と改善が必要と感じている点は、表1及び表2の通りであった。

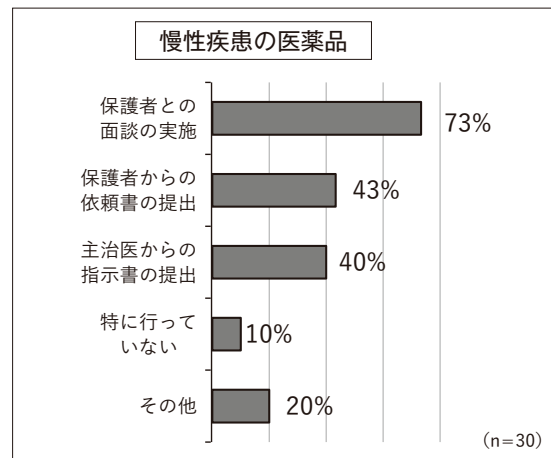


図3 慢性疾患の医薬品に関する学校と保護者・主治医の連携内容 (複数回答)

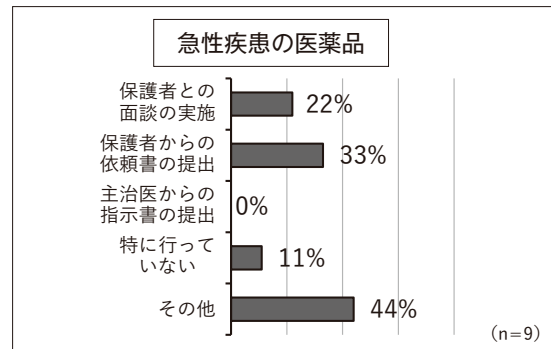


図4 急性疾患の医薬品に関する学校と保護者・主治医の連携内容 (複数回答)

表1 慢性疾患の医療用医薬品の管理・使用についての課題（自由記述）

カテゴリー	困っている点、改善が必要と感じている点（課題）
法的根拠に基づいた対応	法的根拠・ 通知文書の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>医療用医薬品の預かりについて、依頼書を提出してもらうように、という文書がきていたような気がする、何をどのようにしたらよいのかわからず、活用できていない。</li> <li>介助の意味。どういうことが介助なのか。</li> <li>どこまでが医行為なのかよくわからない。</li> <li>以前、医療用医薬品を飲み忘れたときのために預かってほしいという依頼には対応していたが、保護者から自分の子どもが「薬を飲みたがらないので、学校で毎日飲ませてほしい」という依頼はお断りしたことがある。保護者の方も困っているの依頼だったと思うので、どのように対応すれば良かったか、「預かる際の線引きはどこか」と管理職に問われ悩んだ。</li> </ul>
	指針の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>慢性疾患や緊急時に使用する医療用医薬品の取扱いについて、その預かりと使用に関する指針のようなものがあればいいと感じている。</li> <li>医療用医薬品の預かる際の指針があれば良いと思う。</li> </ul>
学校体制の確立	方針の明確化 <ul style="list-style-type: none"> <li>以前、入学説明会での面談の際に、「保育園までと同じように坐薬を学校で預かり、必要ときに坐薬を挿入してほしい」と言われたことがあり、即答できなかったことがあった。</li> <li>現在は医療用医薬品を預かってはいるが、これから先、困ることのないように備えたい。</li> </ul>
	関係書類の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者からの依頼書や主治医からの指示書は必ず必要なのか、よくわからない。</li> <li>医療用医薬品を学校で預かる際、主治医からの指示書は必ず必要なのか。</li> <li>エビペンを保持している生徒がいるが、保護者からの依頼書等はない。（様式もない）</li> <li>保護者からの依頼書の提出をお願いしているが、手続き上時間がかかり、スムーズにできないことがある。</li> </ul>
	保管方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>保管場所をどこにするべきか迷った。職員がみてすぐわかるようにしたいが、わかりやすく表示すると来室した子どもにもわかってしまう。</li> </ul>
共通理解・連携	教職員の役割 <ul style="list-style-type: none"> <li>前任者が安易に引き受けて医療行為をしていたので、新年度保護者に対する説明から始めたことがあった。この研修で今後そのようなことがなくなればいいと思う。</li> <li>保健室での預かりについては、保護者からの依頼書を提出してもらっているが、他の教員の中には教室で何気なく預かってしまっている人もいた。</li> <li>実際に言葉では言われていないが、医薬品の保管・管理等は養護教諭がやるものと思っような雰囲気があること。（高学年の男子には同性の介助者が良い等、必ずしも養護教諭しかできないということではないと思う。）</li> </ul>
	医師との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>改善が必要な点・不安や疑問に感じていることに関する学校医または主治医からの助言指導（2件）</li> </ul>

表2 急性疾患の医療用医薬品の管理・使用についての困難と課題（自由記述）

カテゴリー	困っている点, 改善が必要と感じている点 (課題)	
法的根拠に基づいた対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校低学年では、目薬を自分でさせない子も多いが、目薬は、どの手順でどこまでやってあげていいのかわからない。</li> <li>・薬の服用を嫌がる特別支援学級の児童に対して、教職員が口の中に入れているところを目にしたことがあった。これは内服薬使用にあたるのか内服薬使用の介助にあたるのか疑問であった。「医行為」にならない「使用の介助」とはどのような行為なのか明確にする必要。</li> </ul>	
学校体制の確立	方針の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本校では、原則医薬品は自己管理としているが、保護者から「朝のうちに先生に預かり昼に飲ませてほしい。」という要望がある。保護者の要望を受けて、条件を整えて学校でできることはないか。(学校の方針の明確化)</li> <li>・かぜ薬など短期間の場合は方針がないため、保護者の面談等をせずに学級担任が預かったりしていたが本当にその対応でよかったのかと不安に思う。</li> <li>・かぜ等の短期的な医療用医薬品を預かる際、保健室に一声かけて欲しいが、一声かけてもらったとして、保護者からの依頼書が必要なのかなど、どのような対応をすれば良いのか。</li> </ul>
	関係書類の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品の介助のお手紙で先生方と保護者に周知しているが周知が短期間だとなかなかお手紙を提出してもらえないことも多かった。</li> <li>・1年生の担任からは、かぜ薬を飲めない子どもにはどうしたらいいのか、いちいち書類を書いてもらうのかと問われ、管理職は保留にしている。</li> <li>・保健室では預かっていないが、かぜ薬など、その日の昼に飲む薬を担当の先生が昼まで預かり、給食後に本人に渡して飲ませている時がある(小学校低学年)。低学年の場合は仕方がないのかもしれない。この場合も保護者の同意書が必要になるのかな…と考えさせられた。</li> <li>・急に、今日の分の薬を持たせるので預かって飲ませてほしいという依頼が保護者からある場合が多い。本来、依頼書等の提出が必要だと思うが、書類がなくても対応している。</li> <li>・飲み薬の場合、多忙のため、決められた手続きをせずに服薬させている職員もいる。</li> <li>・期限切れや1年毎の書類の更新の問題。</li> <li>・薬を保管、管理する際の手順や必要な書類が、市や町で統一されているといい。</li> </ul>
	保管方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級で、給食後に飲む内服薬を黒板に貼っていたりするが、違和感がある。</li> <li>・学級担任の先生によっては(特に低学年)、紛失したり飲み忘れをしたりしないように児童から預かり、自分の机の中に厳重に保管し、結果、児童に渡し忘れたということもあった。</li> </ul>
共通理解・連携	教職員の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理に関しての責任感が必要。</li> <li>・実際に介助等できるのは養護教諭だけのことが多く、不在のときは責任の分担をする必要。</li> </ul>
	保護者の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度始めに、学校の方針(原則として預からない)を家庭へ周知しているが、なかなか定着しない現状がある。</li> </ul>

## (2) 一般用医薬品について

### ①保健室での管理・使用の現状

宿泊を伴う学校行事や野外活動に携行する医薬品も含め、一般用医薬品を保健室に常備している学校は97%，児童生徒の救急処置に使用している学校は94%であった。

### ②常備している一般用医薬品の種類（図5，図6）

常備している医薬品の種類は、内用薬では「胃腸薬・整腸薬」が73%で最も多く、次いで「酔い止め薬」が63%、「解熱鎮痛薬」であった。外用薬では「湿布薬」，「湿疹・かゆみ止め薬」「点眼薬」が80%以上で多く、次いで「殺菌・消毒薬」であった。その他は、保湿効果のある「ワセリン」，消炎・鎮痛効果のある軟膏があった。内用薬との比較では、外用薬の常備が多かった。

### ③学校薬剤師や保護者との連携（表3）

保健室の一般用医薬品の購入に際し、学校薬剤師等薬剤師の助言・指導を受けて選択・購入している学校は、21%であった。また、児童生徒の救急処置場面で医薬品を使用する際に、事前に保護者の承諾を得ている学校は19%であった。

### ④養護教諭が感じている困難や課題（表4）

養護教諭が一般用医薬品の管理・使用に関して課題と感じていることは、「学校の救急処置の範囲で使用して良い一般用医薬品が不明確である」ことが最も多く、次いで「児童生徒から医薬品の使用を希望される」こと、「使用に際し保護者の了解を得ていない」こと、「保護者から家庭での傷病の処置に保健室の医薬品の使用を依頼される」ことであった。

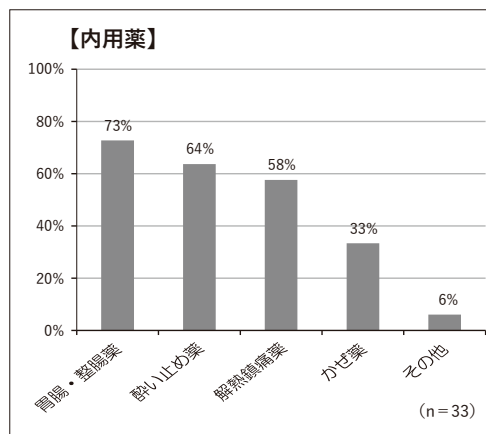


図5 保健室で常備している内用薬の種類

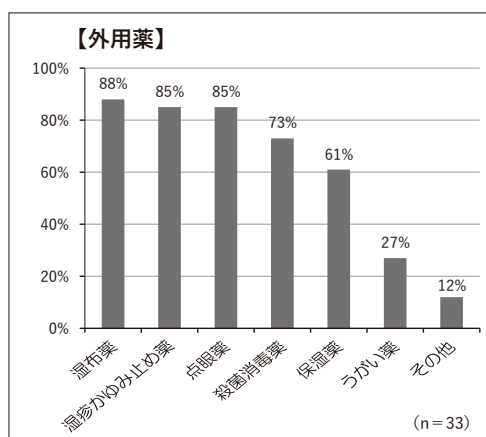


図6 保健室で常備している外用薬の種類

表3 薬剤師・保護者との連携の有無

連携内容	有	無	無回答
薬剤師の指導助言	21%	76%	3%
保護者の事前承諾	19%	78%	3%

表4 一般用医薬品の管理・使用に関する課題（自由記述 複数回答）

内容	件数
① 学校の救急処置の範囲で使用して良い一般用医薬品（内用薬・外用薬）が不明確	7
② 児童生徒から医薬品の使用を希望されることが多い（保健教育の必要）	6
③ 使用に際し保護者の了解を得ていない	6
④ 保護者から家庭での傷病の処置に保健室の医薬品の使用を依頼される	5
⑤ 救急処置の医薬品使用や購入について、学校薬剤師と十分な連携がない	5
⑥ 教職員から医薬品の使用を依頼される	3
⑦ 廃棄や期限等の管理が不適切	3
⑧ 使用の際、副作用やアレルギーが心配	2
⑨ 医薬品を使用した方が効果持続や不便なく活動できるため、医薬品に頼る手当になっていること	1
⑩ 学校薬剤師の選定で購入しているが、個別の使用に際して不安	1

## 4. 考察

### (1) 学校での児童生徒の医療用医薬品管理・使用の増加

近年、アレルギーをはじめ、多様な慢性疾患をもち学校生活を送る児童生徒の中には、医療用医薬品の定期的服用等が必要な子供や緊急時の対応として医療用医薬品の学校保管（場合によっては使用）が必要な子供がいる。学校において、医療用医薬品を児童生徒に与薬することは医行為<sup>4)</sup>となるため、原則的には児童生徒自身が保持・使用するものである。しかし、一定の条件<sup>2)</sup>を満たした場合、学校では、保護者の依頼により、医療用医薬品を管理（保管）し、緊急時の救急処置として使用する（与薬する）ことがある。（学校現場では、「預かり」と称されている）

学校における慢性疾患の医療用医薬品の「預かり」状況について、2015年の先行研究<sup>7)</sup>では、小学校51.9%、中学校63.0%、高校33.3%、特別支援学校100%であったとされ、いずれも2008年の同様の調査より増加した。本調査の結果でも養護教諭の管理・使用依頼の経験が高かったことから、学校における医療用医薬品の管理・使用実態は、増加傾向にあることが推察された。特に、アレルギー疾患とてんかんの緊急時対応のための「注射薬」および「坐薬」については、以下のような背景から、今後も管理数は一定数増加するものと予測される。

#### ①アレルギー疾患の緊急時対応

本調査では、半数の学校で「注射薬」の管理経験があったが、これはアレルギー疾患をもつ児童生徒がアナフィラキシーショックで生命に危険な状態になった場合のアドレナリン自己注射（エピペン<sup>®</sup>）の管理・使用依頼によるものであった。エピペン<sup>®</sup>等の学校管理の依頼が増えた社会的背景として、①アレルギー疾患をもつ児童生徒の増加、②2011年9月にエピペン<sup>®</sup>が保険適用となり処方される件数の増加、③2013年厚生労働省から「医師法第17条の解釈について（回答）」<sup>5)</sup>が出され、児童生徒がアナフィラキシーショックに陥り生命に危険な状態である場合、教職員が注射の対応をすることは医師法違反とならないとされたこと<sup>7)</sup>があげられる。

#### ②てんかんの発作時の緊急時対応

てんかんを持つ児童生徒は、痙攣発作の緊急時対応として主治医から「ダイアップ<sup>®</sup>」等の「坐薬」や、口腔用液「プロラム<sup>®</sup>」を処方されている場合がある。発作による生命の危険がある児童生徒がいることから、平成28年2月に文部科学省からの「学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について」の疑義照会がなされ、同月に厚生労働省から、条件付きで医師法第17条違反とならない旨の回答<sup>6)</sup>があった。てんかんによるひきつけ（痙攣発作）を起こし、生命が危険な状態等である場合、現場に居合わせた教職員が、坐薬を自ら挿入できない本人に代わって挿入する場合は、緊急やむを得ない措置として行われるという解釈である。今後は、てんかん発作の緊急時対応として「坐薬」や「口腔用液」が処方される児童生徒からの学校への管理・緊急時使用の依頼が、一定数ではあるが、増加するものと思われる。

### (2) 医療用医薬品の緊急時使用の困難と課題

養護教諭は、医療用医薬品を処方されている児童生徒について、緊急時対応経験の少なさやその個別性の高さから、緊急時の判断や使用の介助的的確性に不安や困難を感じていた。緊急時の医療用医薬品の使用の介助については、ある一定条件の下においては「医行為でない範囲と解釈する」通知<sup>2)</sup>が示されているものの、実際の現場においては「医行為」との区別が難しい行為も必要な場合が予想される。例えば、「生命の危険時」にやむを得ず医療用医薬品を使用する時には、今その児童生徒が「生命の危険時」の状態であると判断して、使用の決定をする。判断は、特定の教職員が行うのではなく、全ての教職員が判断必要な場面に遭遇する可能性がある。医学・看護学の素養を持つ養護教諭らにとっても、学校現場における児童生徒の「生命の危険時」の対応事例数は少なく、その判断を現実の対応場面で的確に行えるかという点については困難を感じていた。更なる学校救急処置体制づくりと症例検討を交えた教職員研修の充実が望まれる。

また、調査では、学校救急処置において法令逸脱にならない介助内容が具体的なガイドライン等として明確になっていない現状が指摘されていたことから、児童生徒の生命の安全を守るため、早急な法的整備が望まれていると言える。

### (3) 学校の救急処置における一般用医薬品の使用実態

学校救急処置の範囲は医療機関へ行くまでの応急的な処置であり、救急救命処置の他、日常的には医療の対象とならない軽微な傷病の処置が多い。日常の学校生活において軽微な傷病の発生頻度は高く、保健室での救急処置対応数の大部分を占めている。養護教諭は観察や問診等から、医療的処置が必要な傷病か、応急的な処置で学習継続が可能な傷病かを判断し、後者の判断をした場合は、一般用医薬品を使用した処置も行うことがある。日本学校保健会の調査（平成19年度）<sup>4)</sup>では、児童生徒が使用する一般用医薬品を置いている小学校、中学校及び高等学校の割合はいずれも98%を超え、ほとんどすべての学校において常備され、90%以上の学校において救急処置時に使用されていることが明らかとなっている。特に、一般用医薬品を常備している中学校及び高等学校では、使用比率は97%を超えていた。本調査においてもほとんどの学校において常備、使用されていることが明らかとなった。養護教諭は、軽微な傷病であっても、保健調査や問診から児童生徒のアレルギーなど健康配慮事項を確認し、医薬品の使用後は経過観察を行い、慎重に対応している。

また、医薬品の使用に関して学校薬剤師の助言指導を得ることができるが、実際の連携は少ない現状であった。

### (4) 学校における医薬品管理・使用の課題

#### ①学校救急処置における医薬品使用のガイドライン等の整備

近年の学校における医療用医薬品使用等に関する国からの通知は、平成17年厚生労働省から「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）」で、医療機関以外の場で、医療に関する免許を持たない者が与薬を行うことについて、条件つきで医行為に当たらないということが示されているが、介護現場を想定したもので学校に沿ったものではない。その後、平成28年文部科学省から「学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について（事務連絡）」が出されているのみである。平成21年（2009年）に公益財団法人日本学校保健会の「学校における医薬品管理マニュアル」<sup>4)</sup>以外、現在、医薬品の管理・使用を含む学校救急処置の拠り所となる指針等はない。今後、日々の児童生徒の傷病の対応を迷いなく行い、学校生活の安全を守るよう、学校救急処置の指針やガイドライン等の整備が望まれる。

#### ②医療用医薬品の管理・使用における関係者間の情報共有

本調査では、保護者と話し合い、必要と判断した場合には、校内体制を整備する等の対応をしていたものの、文書を取り交わす等をしている学校は約4割程度であった。正確かつ確実に情報共有するために、「預かり」の条件や面談での保護者依頼内容等について文書化し、関係者間で定期的に情報確認をする<sup>3)</sup>ことや、関係者にわかりやすいが他の児童生徒の目に触れない保管場所の選定、個人情報遺漏がないように配慮と注意が必要である。

#### ③慢性疾患をもつ児童生徒の個々の状況に応じた救急処置体制の構築

医療用医薬品を処方されている児童生徒への対応については、保護者や主治医等の医療機関と連携して個別に救急処置体制を構築する必要がある。その際、「医療用医薬品」の保管場所、管理及び使用介助の方針については、関係者間で、児童生徒の個々の状況を踏まえた根拠に基づいたものとし、明確にすることが望まれる。

#### ④地域や学校の実情を踏まえ、根拠に基づいた管理・使用の在り方

一般用医薬品では、学校の医薬品に関する法整備やガイドラインが必要ではあるが、全ての学校が同一の対応をすることはできない様々な学校事情や背景がある。例えば、医療機関や薬局が遠く離れている地域に学校があるなど、学校や児童生徒の様々な事情や背景を踏まえて、医薬品の管理・使用を含めた救急処置の在り方について考える必要がある。また、前任の先生が使っていたものを引き継いで使っているという実態も多くみられ、慣習的に使用するのではなく、医薬品を使用する際には、その医薬品の必要性や根拠を明確にすることが重要である。また、使用するまたは使用しないという根拠を児童生徒や保護者に説明し、理解を得る必要がある。

#### ⑤救急処置の機会を通じた医薬品の保健教育

本研究をもとに保健室に常備する一般用医薬品について再検討し、救急処置の在り方を見直した実践を行ったところ、児童生徒に変化がみられた。これまで打撲で来室した場合「湿布を貼ってほしい」という児



児童生徒が多くみられたが、一般用医薬品を使用せず、身体のしくみとけがの指導をしながら、冷却等の手当を中心に対応をしたところ、児童生徒自身が「冷やしてもらいたい」と言うようになった。児童生徒が、「打撲」の手当は「湿布を貼る」という認識から、身体のしくみや備わっている治癒力を踏まえた手当をするという認識に変化し、安易に医薬品を求めて来室することはなくなった。今後は、救急処置の機会を通して、医薬品の身体への作用や薬に関する保健教育を充実させていくことが肝要である。

#### ⑥学校救急処置の事例研究の充実

養護教諭は救急処置活動において生命の危険がある重篤な傷病から軽微な傷病、心理的背景要因がある傷病まで、幅広い対応が求められ、観察、問診、触診、バイタルサインの測定などの基本的な基礎医学、児童心理、看護知識などの知識、看護技術、カウンセリング技術などを身に付けて判断し対応している。しかし、学校では重篤な症例に遭遇する事は少ないため、実際の重篤な場面での判断は難しいことも予想される。先行研究<sup>7)</sup>においては、課題の解決策として、ガイドラインや法整備、信頼できる助言者の存在、養護教諭の複数配置、保護者や主治医との連携、校内体制の整備と共に、研修による知識や技術の習得を養護教諭らが要望している。

#### (5) 本研究の課題

対象校には特別支援学校が1校しか含まれず、慢性疾患の児童生徒が普通学校より多く在籍している学校の実態が反映されなかった。救急処置時の医薬品の管理・使用については、特別支援学校の実践事例から学ぶことが多いと推察される。今後、調査対象校数を増やし、校種、発達段階、疾患、地域の実情（医療機関からの距離等）別に検討することが課題である。

WHOによるセルフメディケーションの概念が浸透し<sup>2)</sup>、以前より医薬品入手の利便性が向上し、自分の健康管理目的の医薬品使用の自由度が高まる一方で、児童生徒の医薬品過剰摂取（OD; Over dose）の問題も報告されている。学校救急処置の対応は、不調の原因を判断し、心身のしくみを踏まえた基礎的な看護技術や心理的支援が中心だが、このような社会背景から、養護教諭の救急処置における医薬品使用に関する課題意識は高かった。学校においては、児童生徒の保健教育を重視し、保護者・教職員の理解を得て、学校薬剤師等の専門職と日常的な連携をもって救急処置体制を再構築する必要性が示唆された。

#### 5. まとめ

- (1) 医療用医薬品の管理・使用について、対象学校の養護教諭の経験は8割以上で、特に慢性疾患の児童生徒の医薬品が多く、種類では主に「内用薬」「注射薬」「坐薬」であった。
- (2) 医療用医薬品の管理・使用が必要になった場合、慢性疾患の児童生徒では「保護者との面談」と「保護者からの依頼書提出」の対応が多く、急性疾患の児童生徒では、「保護者からの依頼書の提出」と電話や連絡帳での情報交換がなされていた。
- (3) 養護教諭は、学校における医療用医薬品の管理・使用について、「法的な整備をして根拠に基づいた対応をする」、「学校体制の確立」、「教職員・保護者・医療関係者との連携」を課題としていた。
- (4) 一般用医薬品の管理・使用について、保健室に常備し、救急処置に使用している学校は9割以上であった。種類では、外用薬が多く、湿布、湿疹かゆみ止め、点眼薬が80%以上であった。
- (5) 一般用医薬品の選択・購入に関して学校薬剤師の助言指導を得ている学校は約2割で、また、使用する際に事前に保護者に了解を得ている学校は約2割であった。
- (6) 養護教諭は、学校における一般用医薬品の管理・使用について、「適正な選択・管理」、「使用の判断」、「児童生徒のくすり教育」、「教職員・保護者の理解」、「学校薬剤師との連携」を課題としていた。

#### 引用・参考文献

- 1) 日本学校保健会：「医薬品」に関する教育の考え方・進め方、はじめに、2011
- 2) 保健室常備医薬品&保健室のセルフメディケーション、小平市学校薬剤師会、2016
- 3) 亀崎路子：学校における医薬品の取り扱いと養護教諭の役割、小児看護第42巻第1号、75-83、へるす出版、2019

- 4) 日本学校保健会：学校における薬品管理マニュアル, 17-27, 2014
- 5) 厚生労働省：厚生労働省通知 医政医発1127第1号 (2013. 11. 27)
- 6) 厚生労働省：厚生労働省通知 医政医発0224第2号 (2018. 2. 24)
- 7) 高瀬初美, 荻津真理子他：学校における医療用医薬品の保管・使用に関する現状と課題—学会員対象の質問紙調査から—, 学校救急看護研究 Vol.8, No.1, 66-75, 2015